

ファクシミリを用いた電子マニフェストシステムの使用に関する規約

公益財団法人自動車リサイクル促進センター(以下「JARC」といいます。)は、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(以下「自動車リサイクル法」といいます。)第 115 条に基づく報告管理事務等の業務をより円滑かつ確実に実施するため、これまでの規約(以下「旧規約」といいます。)を改正し、新たに「ファクシミリを用いた電子マニフェストシステムの使用に関する規約」(以下「本使用規約」といいます。)を定めます。

第1条(目的)

本使用規約は、自動車リサイクル法第 82 条に規定される移動報告の管理業務を実施するためのシステム(いわゆる「電子マニフェスト」に係るシステム。以下「本システム」といいます。)機能の利用に関する条件を定めるものであり、使用事業者と JARC との間における適正な運用と法令遵守とを確保することを目的としています。

第2条(用語の定義)

1. 本使用規約において使用する用語の定義は、本使用規約において特に定める場合を除き、自動車リサイクル法及び関連法令の定めるところによるものとします。
2. 「使用事業者」とは、自動車リサイクル法により移動報告を義務付けられた関連事業者(引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破砕業者)のうち、本使用規約に基づいて本システムに登録された者をいいます。

第3条(法令の遵守)

使用事業者は、自動車リサイクル法及び関連法令を遵守するものとします。

第4条(登録申込)

使用事業者として本システムへの登録を希望する者は、本システムの内容その他本使用規約に定める事項を了解の上、JARC に対し所定の申込書及び必要書類を添付して申込を行うものとします。

第5条(本システムへの登録及び事業所コードの付与)

前条に基づく申込に対し JARC は、以下の各号に定める事項を確認の上、当該申込者を使用事業者として本システムに登録し、これをもって申込を承諾します。本システムへの登録完了後、JARC は、当該申込者に対し、本システムを使用するために事業所ごとに付与される事業所コードを記載した書面を郵送するものとします。

- (1) 当該申込者が下記のいずれかの業区分に応じた、登録又は許可を受けていること。

- イ 引取業者の場合、自動車リサイクル法第 42 条に定める登録
- ロ フロン類回収業者の場合、自動車リサイクル法第 53 条に定める登録
- ハ 解体業者の場合、自動車リサイクル法第 60 条に定める許可
- ニ 破砕業者の場合、自動車リサイクル法第 67 条に定める許可

なお引取業者については、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」(フロン回収破壊法)第 25 条に定める登録を本号イの登録に、フロン類回収業者に

については、同法第 29 条に定める登録を本号口の登録に、それぞれ代えることができます。

- (2) 第 4 条に基づき提出された申込書及び必要書類に不備がないこと。

第6条(使用期間)

本システムの使用期間は、使用事業者が本システムに登録された日より 5 年間とします。使用事業者から本システムの使用の延長を希望しない旨の書面による申入れがないかぎり、当該使用事業者の本システムの使用期間は 5 年間自動延長されるものとし、以降も同様とします。

第7条(登録内容の変更)

使用事業者は、氏名又は名称、住所、代表者の氏名(法人である場合)、事業所の名称、事業所の所在地、ファクシミリ番号並びに電話番号等の登録内容に変更があったときは、その日から 30 日以内に、その旨を記載した書面を JARC に郵送することにより届け出るものとします。

第8条(譲渡禁止等)

使用事業者は、JARC の事前の書面による承諾がない限り、本使用規約に基づく権利義務又は本使用規約上の地位を第三者に対して譲渡又は処分してはならないものとします。

第9条(本システムの内容)

1. 使用事業者は、自動車リサイクル法の規定に基づき、以下の事項を行う際にファクシミリを用いて本システムを使用することができます。
 - (1) 書面の提出による移動報告
 - (2) ファイルに記録されている事項であって、自らが引き取った使用済自動車、解体自動車又は特定再資源化等物品に係るものについて、当該事項を記載した書類等の交付の書面の提出による請求(本システムに解体業者による解体自動車全部利用者に解体自動車を引き渡した旨の引渡報告又は破砕業者による解体業者から解体自動車を引き取った旨の引取報告の記録が行われた場合、JARC は、当該解体自動車を使用済自動車として引き取った引取業者から当該使用済自動車に係る解体報告記録が行われた旨を記載した書類の交付が請求されたものとみなします。なお、書類の受取はファクシミリとなります。)
2. 使用事業者は、JARC に対しファクシミリを用いた書面の提出による移動報告を行う場合、JARC が別途定め公表する手数料を納めるものとします。使用事業者による当該手数料の支払いは、毎月定められた期日に前月分請求金額を、JARC が指定する金融機関の口座に振込む方法により行うものとします。
3. 使用事業者は、JARC に対しファクシミリを用いた書面の提出による書類等の交付を請求する場合、次の各号に掲げる書類等の受取方法の区分に応じ、当該各号に定める方法により、JARC が別途定め公表する手数料を納めるものとします。
 - (1) ファクシミリでの受取は、前項に定める方法と同様の方法で納めるものとします。
 - (2) 郵便での受取は、代金引換の方法により納めるものとします。
4. 使用事業者は、移動報告の内容に過誤のあった場合、速やかにファクシミリを用いて本システムを使用し、所定の書式による移動報告内容の修正又は取消手続を行うものとします。ただし、過誤の内容により、JARC が定める書類の提出が必要となる場合や、移動報告の修正又は

取消ができない場合もあります。

5. 使用事業者が本システムを使用するに際しての詳細事項は、JARC が別途発行する詳細マニュアルに従うものとします。

第10条(本システムの使用に係る注意事項)

1. 使用事業者は、JARC が事前に公表する(若しくは通知する)日程及び時間帯において、ファクシミリを用いて本システムを使用することができます。ただし、JARC は、本システムの運営設備の保守、点検、変更又は不正アクセス防止措置等やむをえない事由により本システムの運用を停止することがあります。また、ファクシミリを用いた本システムの使用に関してIP電話及び直収型固定電話サービスその他類似したサービスからは、使用できないことがあります。
2. 使用事業者は、事業所コードを自らの責任において厳重に管理するものとします。使用事業者は、自己の事業所コードが第三者に不正に使用されるおそれがある場合又は当該事業所コードを失念した場合、速やかに JARC に連絡の上、その指示に従うものとします。

第11条(本システム使用に係る技術基準)

1. 使用事業者は、本システムを使用するに際して、以下の技術基準を満たす機器及び回線を使用事業者の負担において準備し、これらの機器等を適正に維持・管理するものとします。
 - (1) G3規格対応のファクシミリ機能を有する機器
 - (2) G3ファクシミリ通信の送受信品質が保証された回線
2. JARC は、技術基準を変更する場合、変更内容を公表し、使用事業者に対して通知するものとします。この場合、使用事業者は速やかに変更後の技術基準に対応するものとします。

第12条(本システム使用の一時停止及び登録の抹消)

1. JARC は、使用事業者が以下の各号のいずれかに該当した場合、催告その他の手続を要せずして、直ちに当該使用事業者による本システムの使用の全部若しくは一部を一時停止することができるものとします。
 - (1) 申込書記載内容に虚偽があったとき
 - (2) 自動車リサイクル法又は関連法令に違反したとき
 - (3) 本使用規約第9条第2項及び第3項に規定される手数料を納めないとき
 - (4) その他本システムの運営に支障を及ぼすおそれがあると JARC が判断したとき
2. JARC は、前項の一時停止の原因となった事由が消滅したことが確認できた場合、一時停止措置を解除することができるものとします。
3. JARC は、使用事業者が以下の各号のいずれかに該当した場合、本システムへの登録を抹消できるものとします。
 - (1) 本使用規約第5条第1号に規定される登録又は許可が取り消された場合、又は更新されなかったとき
 - (2) 使用事業者自ら本システムの登録抹消を申し込んだとき

第13条(ファクシミリの利用から電子計算機の利用への移行)

1. 使用事業者は、本使用規約に基づくファクシミリ等を用いた本システムの使用から、電子計算

機を用いインターネットを介した本システムの使用への移行を希望する場合、移行申込の時点において有効かつ最新の「電子計算機を用いた電子マニフェストシステムの使用に関する規約」(以下本条において「電子計算機使用規約」といいます。)の内容その他各条項を了解の上、JARC に対し、所定の移行申込書に必要書類を添付して申込を行うものとします。

2. 本条第1項に基づく移行の申込に対し、JARC は、電子計算機使用規約第5条に定める事項を確認の上、当該移行の申込者を電子計算機使用規約に基づく使用事業者として本システムに登録し、これをもって移行申込を承諾します。本システムへの登録完了後 JARC は、当該申込者に対し、電子計算機を用いインターネットを介して本システムにログインするために付与されるユーザーIDをJARC 所定の方法により通知するものとします。なお、事業所コードは従前どおりとなります。
3. 本条第2項に基づき移行申込が承諾された場合、当該移行の申込者は本使用規約に基づく使用事業者としての地位を喪失し、以降は電子計算機使用規約に基づく使用事業者として同規約の各条項が適用されるものとします。

第14条(反社会的勢力の排除)

1. JARC は、使用事業者が以下の各号のいずれかに該当する者(以下「反社会的勢力」といいます。)であることが判明した場合には、何らの催告を要せず、JARC 及び使用事業者間の本規約に基づく本システムの登録を解除することができます。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
 - (4) 暴力団準構成員
 - (5) 暴力団関係企業
 - (6) 総会屋等
 - (7) 社会運動等標ぼうゴロ
 - (8) 政治活動等標ぼうゴロ
 - (9) 特殊知能暴力集団
 - (10) その他前各号に準ずる者
2. JARC は、使用事業者が反社会的勢力と以下の各号のいずれかに該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、JARC 及び当該使用事業者間の本規約に基づく本システムの登録を解除することができます。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える等、反社会的勢力を利用していると認められるとき
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき
 - (5) その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
3. JARC は、使用事業者が自ら又は第三者を利用して以下の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、JARC 及び当該使用事業者間の本規約に基づく本シ

テムの登録を解除することができます。

- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて JARC の信用を棄損し、又は JARC の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
4. JARC が本条各項の規定により使用事業者との本規約に基づく本システムの登録を解除した場合には、当該使用事業者が損害が生じて JARC は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、係る解除により JARC に損害が生じたときは、当該使用事業者はその損害を賠償するものとします。

第15条(使用事業者情報・移動報告情報の開示)

JARC は、使用事業者が本システムの使用に関連して登録した情報又はその内容について変更の届出を行った情報、JARC から付与された本システムの使用に関する使用事業者情報及び使用事業者が行った移動報告の情報の開示請求を受けた場合、当該開示請求を行った者(開示請求者)に対して、下記の場合に限り開示できるものとします。

- (1) 当該使用事業者が同意している場合
- (2) 当該使用事業者の故意又は過失によって、当該開示請求者の権利が侵害されていると JARC が認めるに足りる相当の理由がある場合
- (3) 当該使用事業者情報が既に公知又は公用となっている場合
- (4) 法令に基づく場合

第16条(免責)

1. 使用事業者が第 7 条の規定に基づく通知を怠ったために、本使用規約に基づく JARC の当該使用事業者に対する通知が延着又は到達しなかった場合、当該延着又は到達しなかった通知は通常到達すべき時点において到達したものとみなします。
2. 使用事業者から JARC に対して報告された情報と本システムに登録されている情報に相違があることが確認された場合、JARC は速やかに本システムに登録されている情報の訂正のために必要な措置を講じるものとしますが、係る措置を講じる場合を除き、JARC はその他一切の責任を負わないものとします。
3. JARC は、使用事業者が本使用規約第9条第 4 項に定める手続を行い、かつ移動報告の修正又は取消が可能である場合において本システムに登録されている情報の訂正を行う以外、本システムに登録されている情報の訂正に関する一切の措置を講じる義務を負わないものとします。また事由の如何を問わず、訂正が行われたこと又は行われなかったことにより、使用事業者その他第三者に損害が生じた場合において、JARC は係る損害を賠償する一切の責任を負わないものとします。
4. 第三者による事業所コードの不正使用その他の事故があり、これに起因して使用事業者が損害が生じて JARC は一切の責任を負わないものとします。
5. 天変地異その他の不可抗力、通信機器の障害(一時的なものであるか否かを問いません。)、使用事業者との間の通信回線(電気通信事業者の設備障害を含み、有線、無線であることを問いません。)の障害、権限のない第三者による不当な本システムの使用等に起因して、本シ

システムの使用に関する誤処理がなされたことにより使用事業者に損害が生じても、JARC は一切の責任を負わないものとします。

第17条(損害賠償)

JARC は、使用事業者が所有するファクシミリの不具合、若しくは使用事業者の本使用規約に違反する利用行為に起因して、本システムの正常な運用に重大な支障が生じた場合、当該使用事業者に対して、損害賠償を請求できるものとします。

第18条(費用)

本システムの使用に際して第11条に定める技術基準を満たす機器・設備及び回線の準備並びに維持・管理に係る費用、通信に係る諸費用は使用事業者の負担とします。なお、JARC からの手数料の請求は、本使用規約第9条第2項及び第9条第3項に定める手数料のみとします。

第19条(準拠法)

本使用規約は、日本法を準拠法とします。

第20条(合意管轄裁判所)

本使用規約に関して JARC と使用事業者との間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第21条(規約の改定)

使用事業者は、本使用規約が JARC により必要に応じ改定されうることをここに了解するものとします。JARC は、改定された本使用規約をウェブサイトに表示するとともに、その内容を使用事業者へ通知するものとします。

第22条(効力発生日)

本規約の効力発生日は令和 8 年1月 1 日とし、旧規約は同日をもって失効するものとします。
なお、本規約は令和 7 年 11 月 5 日に作成されたものです。

以上